

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

愛知教育大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	8
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	21
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	29
	領域5 学生の受入に関する基準	35
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	39
	基準の判断 総括表	39
	教育学部	40
	教育学研究科	59

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 愛知教育大学
- (2) 所在地 愛知県刈谷市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部
大学院課程	教育学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部3,703人、大学院266人
教員数	専任教員数193人、助手数：1人

2 大学等の目的

I 大学の目的

本学は、愛知教育大学憲章を踏まえ、学術の中心として、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する学問の府として、大学の自治の基本理念に基づき、教育研究活動を通して世界の平和と人類の福祉及び文化と学術の発展に努める。（国立大学法人愛知教育大学学則第18条）

II 教育課程の目的

1. 教育学部

(1) 学校教員養成課程

学校教員養成課程は、多様な教員養成プログラムを通して、平和な未来を築く子どもたちの教育を担う優れた教員の養成をめざすことを目的とする。（国立大学法人愛知教育大学学則第63条第1項）

(2) 教育支援専門職養成課程

教育支援専門職養成課程は、心理・社会福祉・教育行政等の専門性を深め、教育活動と子どもたちを支援する専門職の養成をめざすことを目的とする。（国立大学法人愛知教育大学学則第63条第2項）

2. 教育学研究科

(1) 専門職学位課程（教職大学院の課程）（教育実践高度化専攻）

教職大学院の課程は、学校現場の実情に即した教科領域等も含め、学校教育に関わる理論と実践の融合を基本とし、理論の応用並びに実践の理論化に関わる諸能力の修得によって実践的指導力を備えた教員を養成するとともに、一定の教職経験を有する現職教員に対しては、確かな指導理論と実践力・応用力を備え、指導的役割を果たし得る教員を育成することを目的とする。また、教職大学院の課程を実践的なキャリアアップの場として位置付け、学校・地域及び教育関係諸機関との連携を活かしつつ、教師教育の更なる質的向上を図る。（国立大学法人愛知教育大学学則第74条第1項）

(2) 修士課程（教育支援高度化専攻）

修士課程は、社会的要請を踏まえ、教育支援に関わる高度な専門的知識、研究能力を有する人材の育成を図ることを目的とする。併せて、日本型教育の特徴をよく理解し、諸外国における教育の向上に貢献できる有為な人材の育成をめざす。また、社会人においては、修士課程を、個々人のキャリアを活かし、専門性の更なる向上を図る場として位置付ける。（国立大学法人愛知教育大学学則第74条第2項）

(3) 後期3年博士課程（共同教科開発学専攻）

後期3年博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。（国立大学法人愛知教育大学学則第74条第3項）

3 特徴

(1) 沿革・理念

愛知教育大学の淵源は、小学校教員の養成（師範教育）を目的に明治6年に開校した愛知県養成学校に始まり、昭和24年、新制国立大学の一つとして、旧制諸学校である3つの師範学校を母体に愛知学芸大学学芸学部が発足し、昭和41年には愛知教育大学教育学部に改称した。その後、児童生徒の急増を背景に学科・定員を拡充し、昭和53年には、研究能力を有する教員の育成を目的として教育学研究科（修士課程）を設置した。昭和62年には、教員採用者数の減少に伴い、教員養成課程の定員を一部振替えて、いわゆるゼロ免課程として総合科学課程を新たに設置した。さらに、平成12年に、教員養成課程の入学定員を削減し、併せて総合科学課程を学芸4課程に改組した。その後、団塊世代の大量退職に伴う教員の大量採用に備えて、平成18～19年に学芸4課程を現代学芸課程に改組し、教員養成課程に定員の一部を振替えて、教員養成課程の入学定員を拡充した。また、平成20年には、実践的指導力を身に付けた教員の養成を目的に教職大学院を設置し、さらに、平成24年に、教科開発学の専門研究者等を養成するため教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）を設置した。平成29年には、現代学芸課程を、チーム学校に貢献する教育支援人材の養成を目的とした教育支援専門職養成課程に改組した。また、令和2年に、教育学研究科修士課程及び教育実践研究科の入学定員を見直し、教育学研究科に教育実践高度化専攻及び教育支援高度化専攻を設置した。さらに、令和3年には、得意分野・教科の専門性と教職の専門性を兼ね備えた教員を養成するため、学校教員養成課程を改組した。

(2) 教育学部の特徴

- ①学校教員養成課程は、『幼児教育専攻』、『義務教育専攻』、『高等学校教育専攻』、『特別支援教育専攻』、『養護教育専攻』の5専攻を置き、得意分野・教科の専門性と教職の専門性を兼ね備えた教員を養成し、教育実習の事前事後指導の充実や専攻科目カリキュラムとの往還的な学修を行っている。
- ②教育支援専門職養成課程は、教育に関する基礎知識に加え、心理、福祉、教育行政に関する専門的知識及び技能を習得し、学校において、教員と連携・協働して、複雑化・困難化する学校現場が抱える様々な教育課題の解決に1) 臨床心理の専門職として貢献できる人材、2) 福祉の専門職として貢献できる人材、3) 教育行政の専門職として貢献できる人材を養成している。

(3) 教育学研究科の特徴

- ①教育実践高度化専攻は、教職実践の「理論と実践の融合・往還」を主要テーマに据えながら、「21世紀型能力」を身に付けさせる専門的な授業力、「豊かな人間性」を育成する生徒指導力・学級経営力、及び学校マネジメント等による学校組織の活性化を図る資質・能力を獲得することを目的に、教職大学院で指定されている共通科目5領域、及び大学独自の領域を設定している。
- ②教育支援高度化専攻は、教育現場と地域に即した高度な専門的知識、教育方法、研究能力を身に付け、学校をプラットフォームとした「チームとしての学校」体制の実現を目標とする次世代の日本型教育システムを研究開発し、それを諸外国も含め実践・展開できる人材の育成を目指し、教育課程を編成・実施している。
- ③静岡大学教育学研究科との共同設置による教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）は、大学教員の養成を目指し、教員養成学部の独自の専門性の確立のために、教員養成の高度化に相応しい教育研究を遂行している。

II 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 平成29年度 教育学部教育支援専門職養成課程 設置計画の概要		
	1-1-1-02 令和2年度 教育学研究科教育実践高度化専攻 基本計画書		
	1-1-1-03 令和2年度 教育学研究科教育支援高度化専攻 基本計画書		
	1-1-1-04 令和3年度 教育学部学校教員養成課程 基本計画書		
	1-1-1-05 令和3年度 教育学研究科教育支援高度化専攻 基本計画書		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-06 共同教育課程による博士後期課程の設置に関する協定書		
1-1-1-07 愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会規程			
1-1-1-08 令和2年度第10回～第12回連絡協議会議事要録			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目 1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式 1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人愛知教育大学学則	第 2 章第 2 節、第 4 章第 3 節	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人愛知教育大学学則	第 3 章第 1 節	再掲
[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 運営組織、事務組織（大学概要）		
	1-3-2-02 愛知教育大学教授会規程		
	1-3-2-03 愛知教育大学教授会細則		
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 運営組織、事務組織（大学概要）		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程		
	1-3-3-02 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会運営要項		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>〔分析項目 1-3-2〕</p> <p>令和3年度から、「1-3-2-02_愛知教育大学教授会規程」愛知教育大学教授会規程第4条により、学生の入学、卒業及び課程の修了及び学位の授与について、代議員会にその審議を委任し、年5回開催する予定である。また、「1-3-3-01_国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程」第5条の規定のとおり、教育課程の改編に関する事項その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを審議事項としており、これら以外の同規程第4条に規定されている教育研究に関する重要事項は教育研究評議会において審議している。（年11回開催）</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

 : 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程		
	2-1-1-02 国立大学法人愛知教育大学評価委員会規程		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-03 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価専門委員会内規		
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人愛知教育大学学則	第6章、第7章	再掲
	2-1-2 01 愛知教育大学教務企画委員会規程	第2条、第3条	
	2-1-2 02 愛知教育大学大学院運営委員会規程		
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）			
2-1-2 03 共同教科開発学専攻に係る教育研究活動の状況報告書			

[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-01 愛知教育大学財務委員会規程	第2条、第3条	
	2-1-3-02 愛知教育大学情報システム委員会規程		
	2-1-3-03 愛知教育大学学生支援委員会規程	第2条、第3条	
	2-1-3-04 愛知教育大学国際交流センター委員会規程		
	2-1-3-05 愛知教育大学就職支援委員会規程		
	2-1-2 01 愛知教育大学教務企画委員会規程	第2条、第3条	再掲
	2-1-3-06 愛知教育大学教職キャリアセンター委員会規程		
	2-1-3-07 愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）		
	2-1-3-08 愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）	第3条	
	2-1-3-09 国立大学法人愛知教育大学施設の有効活用に関する規程		
	2-1-3-10 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本方針		
	2-1-3-11 国立大学法人愛知教育大学情報システム運用基本規程		
	2-1-3-12 愛知教育大学ICT教育基盤センター規程		
	2-1-3-13 愛知教育大学健康支援センター規程		
2-1-3-14 愛知教育大学国際交流センター規程			
2-1-3-15 愛知教育大学キャリア支援センター規程			
2-1-3-16 愛知教育大学附属図書館委員会規程			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-2] [分析項目2-1-3] 本学では、大学等の教育研究活動等の質保証に係る全学的な体制として評価委員会の下に自己点検評価専門委員会を設置して点検、評価を行い、その結果を基に評価委員会が各部局・委員会等に改善指示を行っている。具体的な点検・評価については、「2-1-1-01_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程」第4条において、自己点検評価は「認証評価及び法人評価評価基準等」を基に実施することとしており、評価項目について各部局・委員会等の所掌業務に関するデータ等を収集した上で、自己点検評価専門委員会が点検、評価を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領		
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領	別表	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程	第4条第2項	再掲
	2-2-3 01 愛知教育大学キャンパスマスタープラン2016改訂		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領		再掲
	2-2-4 01 愛知教育大学アセスメント・ポリシー		
	2-2-4 02 愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議規程	第3条	
2-2-4 03 愛知教育大学教育実習実施連絡会要項			

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<p>・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）</p>		
	<p>2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-2 01 愛知教育大学教務企画委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-2 02 愛知教育大学大学院運営委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-06 愛知教育大学教職キャリアセンター委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-01 愛知教育大学財務委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-02 愛知教育大学情報システム委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-03 愛知教育大学学生支援委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-04 愛知教育大学国際交流センター委員会規程</p>		再掲
<p>2-1-3-05 愛知教育大学就職支援委員会規程</p>		再掲	
<p>2-1-3-07 愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）</p>		再掲	
<p>2-1-3-08 愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）</p>		再掲	
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）</p>		
	<p>2-2-6 実施の責任主体一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-2 01 愛知教育大学教務企画委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-2 02 愛知教育大学大学院運営委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-06 愛知教育大学教職キャリアセンター委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-01 愛知教育大学財務委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-02 愛知教育大学情報システム委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-03 愛知教育大学学生支援委員会規程</p>		再掲
	<p>2-1-3-04 愛知教育大学国際交流センター委員会規程</p>		再掲
<p>2-1-3-05 愛知教育大学就職支援委員会規程</p>		再掲	
<p>2-1-3-07 愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）</p>		再掲	
<p>2-1-3-08 愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）</p>		再掲	
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-01 国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程</p>	第10条第1項～第3項	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目2-2-5] [分析項目2-2-6] ・明文化された規定類 本学では、評価委員会において、各委員会等の規程に明記されている所掌に基づき、改善を実施する関係部局等を決定する質保証体制を整備している。 なお、評価委員会において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案及び承認された計画を実施する手順については、「2-1-1-01_国立大学法人愛知教育大学評価に関する規程」に明記している。</p>			
<p>[分析項目2-2-4] ・明文化された規定類 「2-2-1-01_国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領」において、「自己点検評価に関する根拠資料・データ等の収集、調査・分析」について定め、「評価項目に係るデータ」、「関係者に対する意見聴取(アンケート)の結果」に基づく改善策を確認し、必要に応じて意見を付して評価委員会に報告することとしており、改善策の実効性を高める仕組みを構築している。 また、教育の質保証に特化して、「2-2-4_01_愛知教育大学アセスメント・ポリシー」を定めており、「データ」と「意見聴取の結果」を「機関」、「教育課程」、「授業科目」のレベル毎と「入学」、「在学」、「卒業」の時期毎に整理して多面的に分析を行うこととしている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 2-3-2-01 自己点検・評価報告書		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 2-3-3-01 AUE学生チャレンジ・プログラム（本学Webサイト） 2-3-3-02 AUE学生チャレンジ・プログラム（成果報告会パンフレット） 2-3-3-03 AUE学生チャレンジ・プログラム（活動報告書）		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議議事要録（平成27年度～令和2年度開催分） 2-3-4-02 愛知教育大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻認証評価結果 2-3-4-03 令和2年度教職大学院認証評価に係る指摘事項一覧 2-3-4-04 設置計画履行状況等調査の結果について（令和2年度）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
<p>〔活動取組2-3-A〕</p> <p>・教育現場のニーズを踏まえた大学院改組 令和2年度に大学院改組を行った。このことについて、国立大学法人評価委員会による令和元年度に係る業務の実績に関する評価の結果では、「大学院改組にあたり、県・市の教育長や小・中・高校の校長会長、大学OB・OGなどから構成される『教員養成の質向上に関する会議』において、『外国人児童生徒支援は、愛知県における教育現場のニーズが非常に高く、この分野において全国的に進んでいることから、コース設計に反映してほしい。』との要望・意見を踏まえ、教員の高度化や学校の諸課題に適切に対応できる能力の育成を図る4つのコースからなる教育実践高度化専攻と教育現場を支える『チーム学校』の人材を育成する教育支援高度化専攻を令和2年4月に設置することとしている。」として、注目される点として採り上げられた。</p>	<p>2-3-A-01 令和元年度に係る業務の実績に関する評価の結果について</p>	<p>p 2 (通知文除く)</p>	
<p>〔活動取組2-3-B〕</p> <p>・施設マネジメントに関する取組 平成30年度に学生合宿所の改築を行った。このことについて、国立大学法人評価委員会による平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果では、「築後45年経過した学生合宿所について、これまで宿泊機能に加え、学びの場として学生が活動できるだけでなく、教職員の教育研究活動等にも広く活用可能な施設となるように『AUEセミナーハウス』として整備している。このように、平成30年度は学生が実施主体となるイベントの企画やゼミ等の教育研究活動、海外協定校のショートステイ学生の宿泊に利用され、のべ利用者数が5,119名となっている。」として、注目される点として採り上げられた。</p>	<p>2-3-B-01 平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果について</p>	<p>p 3 (通知文除く)</p>	
<p>〔活動取組2-3-C〕</p> <p>・自己点検評価実施要領の制定及び自己点検・評価の実施 自己点検評価実施要領を令和2年4月17日に制定し、「自己点検評価の企画・立案及び実施」、「自己点検評価に関する根拠資料・データ等の収集、調査・分析」、「自己点検評価に関する報告書等の作成」について定めた。 自己点検評価は、認証評価・法人評価等の評価基準を活用して実施し、結果を自己点検評価専門委員会へ報告した。改善を要する点として指摘した事項については、評価に関する規程に従い改善を行い、その結果を学長に報告するとともに、Webサイトで公表した。</p>	<p>2-2-1-01 国立大学法人愛知教育大学自己点検評価実施要領</p>		再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組2-3-A] について、国立大学法人評価委員会による令和元年度に係る業務の実績に関する評価の結果において、「大学院改組にあたり、県・市の教育長や小・中・高校の校長会長、大学OB・OGなどから構成される『教員養成の質向上に関する会議』において、『外国人児童生徒支援は、愛知県における教育現場のニーズが非常に高く、この分野において全国的に進んでいることから、コース設計に反映してほしい。』との要望・意見を踏まえ、教員の高度化や学校の諸課題に適切に対応できる能力の育成を図る4つのコースからなる教育実践高度化専攻と教育現場を支える『チーム学校』の人材を育成する教育支援高度化専攻を令和2年4月に設置することとしている。」と評価された。

[活動取組2-3-B] について、国立大学法人評価委員会による平成30年度に係る業務の実績に関する評価の結果において、「築後45年経過した学生合宿所について、これまで宿泊機能に加え、学びの場として学生が活動できるだけでなく、教職員の教育研究活動等にも広く活用可能な施設となるように『AUEセミナーハウス』として整備している。このように、平成30年度は学生が実施主体となるイベントの企画やゼミ等の教育研究活動、海外協定校のショートステイ学生の宿泊に利用され、のべ利用者数が5,119名となっている。」と評価された。

[活動取組2-3-C] について、自己点検評価実施要領を令和2年4月17日に制定し、「自己点検評価の企画・立案及び実施」、「自己点検評価に関する根拠資料・データ等の収集、調査・分析」、「自己点検評価に関する報告書等の作成」について定めた。自己点検評価は、認証評価・法人評価等の評価基準を活用して実施し、結果を自己点検評価専門委員会へ報告した。改善を要する点として指摘した事項については、評価に関する規程に従い改善を行い、その結果を学長に報告するとともに、Webサイトで公表した。

【改善を要する事項】

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-4-1-01 愛知教育大学大学改革推進委員会規程	第2条、第3条	
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-02 平成29年度学部改組に係る大学改革推進委員会議事要録及び関係資料（非公表）		
	2-4-1-03 令和2年度及び令和3年度大学院改組に係る大学改革推進委員会議事要録及び関係資料（非公表）		
	2-4-1-04 令和3年度学部改組に係る大学改革推進委員会議事要録及び関係資料（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-4-1] 本学では、大学等の教育研究活動等の質保証に係る全学的な体制として評価委員会の下に自己点検評価専門委員会を設置して点検、評価を行い、その結果を基に評価委員会が各部局・委員会等に改善指示を行っている。教育研究組織及び運営体制等に関する改革については大学改革推進委員会の所掌業務であり、その活動に改善点がある場合には、他の部局、委員会と同様に、評価委員会から改善指示が出されるものである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 愛知教育大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 愛知教育大学教員選考基準に関する運用申合せ（非公表）		
	2-5-1-03 愛知教育大学教員選考委員会内規（非公表）		
	2-5-1-04 愛知教育大学教員選考手続要項（非公表）		
	2-5-1-05 大学院研究科担当教員の資格審査についての申合せ（非公表）		
	2-5-1-06 愛知教育大学大学院研究科担当教員選考手続要項（非公表）		
	2-5-1-07 愛知教育大学大学院研究科担当教員資格審査委員会要項（非公表）		
	2-5-1-08 愛知教育大学大学院研究科（後期3年博士課程）担当教員選考手続要項（非公表）		
	2-5-1-09 愛知教育大学教職大学院実務家教員の採用等に関する取扱要領（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）			再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準（非公表）		
2-5-2-02 大学教育職員の個人評価に関する実施結果について（2018～2020年度）（非公表）			

<p>[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）</p> <p>2-5-3 評価結果に基づく取組</p> <p>・反映される規定がある場合は明文化された規定類</p> <p>2-5-3-01 令和2年度基盤教育研究費配分基準（個人評価インセンティブ経費）（非公表）</p> <p>・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p> <p>2-5-2-01 愛知教育大学における大学教育職員の個人評価に関する実施基準（非公表）</p> <p>2-5-2-02 大学教育職員の個人評価に関する実施結果について（2018～2020年度）（非公表）</p>		再掲 再掲
<p>[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）</p> <p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>2-5-5-01 国立大学法人愛知教育大学事務組織規程</p> <p>2-5-5-02 国立大学法人愛知教育大学事務分掌要項</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>	再掲	再掲 再掲
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p> <p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>2-5-6-01 英語eラーニング教材の受講希望について（照会）</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>2-5-6-02 情報保障支援学生団体てくてくテイカー・利用学生用マニュアル（非公表）</p>	再掲	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2事業年度監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 予算と決算が30%以上乖離している項目の理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人愛知教育大学役員会規程		
	3-2-1-02 国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程		
	1-3-3-01 国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程		再掲
	3-2-1-03 愛知教育大学役員部局長会議規程		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-02 役員等・副学長・部局長名簿（本学Webサイト）		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目3-2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） <p>「3-2-1-03_愛知教育大学役員部局長会議規程」に規定される役員部局長会議は、役員会の意思決定と執行を円滑に行うため、役員と部局長で組織し、次の事項を任務としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の退学、留学、休学、除籍その他学生の在籍に関する事項の審議 ・学生の懲戒に関する事項の審議 ・教授会、教育研究評議会及び経営協議会の議題整理 ・役員会と各学系、附属図書館及び附属学校の関係に係る重要事項についての連絡調整 ・その他役員部局長会議が必要と認めた事項の審議 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人愛知教育大学事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人愛知教育大学事務分掌要項		再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1 事務組織一覧		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人愛知教育大学監事監査規程		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02 監事監査計画書		
	3-5-1-03 監事監査実施状況		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	該当なし		再掲
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-5-2-01 会計監査人監査計画概要説明書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-02 令和2事業年度監査報告書		再掲
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-01 国立大学法人愛知教育大学学則	第17条	再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人愛知教育大学内部監査規程		
	3-5-3-02 国立大学法人愛知教育大学監査室要項		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 内部監査実施状況		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監査の連携状況（非公表）		
	3-5-4-02 監査法人との連携状況（非公表）		
	3-5-4-03 決算監査報告会日程（非公表）		
	3-5-4-04 令和2年度監査計画説明会日程（非公表）		
	3-5-4-05 令和2年度会計監査意見交換議事概要（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

[該当なし]

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	2-2-3 01 愛知教育大学キャンパスマスタープラン2016改訂		再掲
	4-1-3-01 愛知教育大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）2020（改訂版）		
	4-1-3-02 耐震改修状況・耐震率		
	4-1-3-03 障害者支援設備 設置状況		
	4-1-3-04 学内防犯カメラ配置図（非公表）		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	2-2-3 01 愛知教育大学キャンパスマスタープラン2016改訂		再掲
	4-1-3-01 愛知教育大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）2020（改訂版）		再掲
4-1-3-02 耐震改修状況・耐震率		再掲	
4-1-3-03 障害者支援設備 設置状況		再掲	
4-1-3-04 学内防犯カメラ配置図（非公表）		再掲	

<p>[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）</p>		
<p>[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）</p>		
<p>[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	2-1-3-13 愛知教育大学健康支援センター規程			再掲
	4-2-1-01 愛知教育大学健康支援センター委員会規程			
	4-2-1-02 愛知教育大学なんでも相談室規程			
	4-2-1-03 教員就職特任指導員講義案内			
	4-2-1-04 企業等就職相談員概要			
	4-2-1-05 就職支援ナビゲーター就職支援実施要領			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）			
	4-2-1-06 愛知教育大学におけるハラスメント防止等に関する規程			
	4-2-1-07 愛知教育大学ハラスメントガイドライン			
	4-2-1-08 愛知教育大学ハラスメント相談マニュアル			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
	4-2-1-09 利用案内 国立大学法人愛知教育大学健康支援センター（本学Webサイト）			
	4-2-1-10 学生サポート体制（相談窓口）（本学Webサイト）			
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料				
4-2-1-11 健康支援センター利用者数実績				
4-2-1-12 「なんでも相談室」の相談者数、相談内容等				
4-2-1-13 ハラスメント相談対応件数				

<p>[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p>	<p>・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2）</p>		
	<p>4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧</p>		
<p>[分析項目 4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-3）</p>		
	<p>4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制</p>		
	<p>・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料</p>		
	<p>4-2-3-01 オリエンテーション配付資料（外国人留学生用）</p>		
	<p>4-2-3-02 外国人留学生のためのチューターマニュアル</p>		
	<p>4-2-3-03 愛知教育大学国際交流会館チューター募集要項</p>		
	<p>4-2-3-04 インターナショナルカフェ実施計画</p>		
	<p>4-2-3-05 ランチオン実施計画</p>		
	<p>4-2-3-06 外国人留学生就職支援ガイダンス資料</p>		
<p>[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p>	<p>・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-4）</p>		
	<p>4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</p>		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 AUE修学支援基金規則		
	4-2-5-02 愛知教育大学未来基金規程		
	4-2-5-03 「愛知教育大学奨学金 ひらく」に関する細則		
	4-2-5-04 愛知教育大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程		
	4-2-5-05 愛知教育大学授業料等免除及び徴収猶予に関する細則		
	4-2-5-06 奨学金制度（本学Webサイト）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-07 独立行政法人日本学生支援機構奨学金採用者／貸与者		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 AUE修学支援基金規則		再掲
	4-2-5-02 愛知教育大学未来基金規程		再掲
	4-2-5-03 「愛知教育大学奨学金 ひらく」に関する細則		再掲
	4-2-5-08 大学独自の奨学金制度等の利用実績が確認できる資料（非公表）		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-04 愛知教育大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規程	第2章～ 第6章	再掲
	4-2-5-05 愛知教育大学授業料等免除及び徴収猶予に関する細則	第2	再掲
	4-2-5-09 入学料、授業料免除等の実施状況		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-10 愛知教育大学学生寮管理運営規程			
4-2-5-11 学生寮について（本学Webサイト）			
4-2-5-12 学生寮 入居状況			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-13 民間奨学金公募採択状況一覧			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述す			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 学生受入方針 (学部)		
	5-1-1-02 学生受入方針 (教育学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 AP試験（APに基づく面接等）の共通評価基準（非公表）		
	5-2-1-02 大学院の入学試験に係る要領（非公表）		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-07 愛知教育大学入学試験委員会規程（非公表）		再掲
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-03 学部入試実施体制及び監督要領等（非公表）		
	5-2-1-02 大学院の入学試験に係る要領（非公表）		再掲
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-04 令和4年度愛知教育大学個別学力検査等（前期日程）における学校教員養成課程義務教育専攻教科指導系保健体育専修の入試方法の変更について		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-08 愛知教育大学アドミッション・オフィス規程（非公表）		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-01 大学改革推進委員会資料 見直しプロセス（推薦入試の定員枠拡大に向けた方針の検討について）（非公表）			
5-2-2-02 令和3年度入学者選抜方法の見直しに係る予告について（非公表）			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 5-3-1-01 教職大学院及び修士課程の充足について		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-3-1] ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料（教育学研究科後期3年博士課程） 教育学研究科後期3年博士課程の入学定員は4名であり、入学者の増減が1名あっただけでも、入学定員充足率に大きく影響する。特に2019年度入学者選抜においては、志願者に優秀な者が多く、3名超過して入学させたことから1.75倍となり、結果として5年平均で1.3倍となったものである。なお、2020年度の入学者は4名、2021年度の入学者は5名であり、入学定員の1.3倍以内となっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

愛知教育大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	満たしている								
02	教育学研究科	満たしている	教育実践高度化専攻について、第三者評価結果の活用あり：教職大学院 認証評価（教員養成評価機構）							

II 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー (教育学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目 6-1-1]</p> <p>・公表された学位授与方針</p> <p>教育学部のディプロマポリシー（以下DP）に書かれている資質・能力は基本的に共通教育科目（教養教育）と専門教育科目の累積的学修による相乗効果により、教員及び教育支援専門職を養成している本学の学生が身につけるべきものと考えている。「6-3-1-01 (01) 学校教員養成課程カリキュラムマップ（履修系統図）」に、教養教育（共通教育科目）とDPとの関係が示されている。また、「6-2-2-01 (01) CPとDPの相関図」に、授業科目群とDP項目の詳細な相関の状況が示されている。</p> <p>なお、教養教育の以下の事項が内包されて対応しているDP項目は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間性 知識面：DP 1-2 「…豊かな学びの実現に向けて実践…」 <li style="padding-left: 20px;">実践面：DP 3 「自己を振り返り、絶えず向上心を持って学び続ける…」 ・コミュニケーション能力：DP 2 「同僚、保護者や地域社会等と連携し協働する…」 ・データを扱う力：DP 1-2 「…先端技術を効果的に活用しながら、…」 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、 ①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、 ③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (01)カリキュラム・ポリシー (教育学部)		
	6-2-1-02 (00)2021 年度版学部・大学院等シラバス (授業計画書) 作成要領		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (01)カリキュラム・ポリシー (教育学部)		再掲
	6-1-1-01 (01)ディプロマ・ポリシー (教育学部)		再掲
	6-2-2-01 (01)学校教員養成課程CPとDPの相関		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-2-1] ・公表された教育課程方針 教育学部のカリキュラムポリシーに書かれている「授業目標への到達度で成績評価を行う」の部分が、授業科目の学修成果の評価方針になる。授業科目ごとの授業担当者による「授業目標への到達度」は授業シラバスで具体的に提示されている。学部及び大学院の授業シラバスの記載時に、「6-2-1-02_ (00)2021 年度版学部・大学院等シラバス (授業計画書) 作成要領」に授業目標として「(1) 知識/理解、(2) 試行/判断、(3) 関心/意欲、(4) 技能/表現、(5) その他」の5つの観点のうち、1観点以上についての授業目標(学生全員に努力することを期待する主要な行動目標・到達目標)」を記述するように指示している。授業シラバスで示されている授業目標は、授業科目ごとの授業担当者による「授業科目の到達度を見るための観点とレベル(規準)」であり、それに基づいて授業ごとの成績評価が授業担当者により行われている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (01)カリキュラム・マップ（学校教員養成課程）		
	6-3-1-02 (01)カリキュラム・マップ（教育支援専門職養成課程）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (01)履修の手引	p18~21	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (01)教職課程認定通知		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-02 (01)電子シラバスのデータ (csv)		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	2-3-2-01 自己点検・評価報告書	第1章	再掲
	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (01)既修得単位に関する取扱要領		
	6-3-3-02 (01)大学以外の教育施設等における学修の単位認定取扱要領		
	6-3-3-03 (01)外国の大学における履修科目と修得単位に関する取扱要領		
	6-3-3-04 (01)編入学生の既修得単位に関する取扱要領		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）</p>			
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>			
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>			
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>			
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>			
	<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
	<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01)令和3年度学部授業予定、学部授業開講カレンダー		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01 (01)令和3年度学部授業予定、学部授業開講カレンダー ・シラバス 6-3-2-02 (01)電子シラバスのデータ(csv)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-02 (01)電子シラバスのデータ(csv)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-02 (01)電子シラバスのデータ(csv)		再掲

<p>[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CAP制に関する規定 		
<p>[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則 		
<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校との連携状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施している配慮が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料 		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
<p>【活動取組6-4-A】</p> <p>「主体的・協働的な学び」を実践できる教員の養成ーアクティブ・ラーニングを導入した新たな学習指導方法の開発ープロジェクト（平成28年採択）の一環として、ALルームを開設し、iPadや授業支援システム、まなボード等のさまざまな機器を導入し、学生ICT支援員による学生同士の相談体制や研究補佐員による授業の支援体制を整えている。また、教職実践演習での授業形態に関するFDにおいて、ICT活用能力の確認が行える実践例について紹介し普及を促すとともに、学生が教育現場でアクティブ・ラーニングを導入・実践できるよう、県内の小中学校で使用されているアプリ等を導入し、ICTを活用したアクティブ・ラーニングの推進を行っている。</p> <p>なお、シラバスに「AL」欄を設けてアクティブ・ラーニングが実施される授業回を学生向けに明示している。</p>	6-4-A-01 (01)ALルームポスター2021		
	6-4-A-02 (01)ALルーム案内		
	6-4-A-03 (01)「主体的・協働的な学び」を実践できる教員の養成ーアクティブ・ラーニングを導入した新たな学習指導方法の開発ー平成31年度報告書		
	6-4-A-04 (01)ICT支援員募集ポスター		
	6-4-A-05 (01) (全学FD案内) 教職実践演習における授業の実践例		
	6-4-A-06 (01)シラバス作成要領		
	6-4-A-07 (01)情報教育入門シラバス		

<p>【活動取組 6-4-B】 新型コロナウイルス感染症対策として、授業運営に関する基本方針を決定し、前期授業については、遠隔授業では対応できない実験・実習の授業等を除き、遠隔実施（オンデマンド形式）を原則とした。なお、対面での実施が必要な授業については、事前申請を必要とし、緊急性、必然性、安全性の観点から実施の許可を判断し、感染拡大防止措置を徹底した上で実施した。 後期授業については、対面授業を再開しつつ、遠隔授業についても継続実施としたことを受けて、授業計画に関するガイドラインを策定し、遠隔授業の実施方法、学習指導法等について全教員に周知した。これにより、遠隔授業が対面授業に相当する内容となるよう学内の意識統一を図った。</p>	6-4-B-01 (01)新型コロナウイルスへの対策としての授業の実施方法について		
	6-4-B-02 (01)「学外学習活動を授業履修時間に組み込むためのガイドライン」の作成について		
	6-4-B-03 (01)令和2年前期における遠隔授業の実施要請について		
	6-4-B-04 (01)学部における遠隔授業開始にあたって		
	6-4-B-05 (01)令和2年度前期における遠隔授業の実施要請期間の延長について		
	6-4-B-06 (01)令和3年度前期における遠隔授業の実施要請期間の延長についての補足		
	6-4-B-07 (01)「緊急事態宣言」解除後から令和2年7月1日水までの間における遠隔授業では対応できない実験・実習の授業等の実施について		
	6-4-B-08 (01)令和2年度前期の対面授業の実施における感染拡大の防止措置について		
	6-4-B-09 (01)令和2年度後期における授業形態について		
	6-4-B-10 (01)令和2年度後期の学部授業計画に関するガイドライン		
	6-4-B-11 (01)令和3年度の学部における授業形態について		
<p>【活動取組 6-4-C】 新型コロナウイルス感染症対策として、前期遠隔授業の円滑な実施に向け、オンラインでの授業方法やオンライン授業に有効なツール等の説明会を開催し、ICT教育基盤センターを中心とした支援体制を整えた。また、学生に対し、「遠隔教育の実態把握のためのアンケート」を実施し、学生のインターネット環境の把握に努め、環境が整っていない学生に対し、講義室の貸し出しを行った。</p>	6-4-C-01 (01)オンライン授業の実施に関する説明会の開催について		
	6-4-C-02 (01)遠隔授業の実施に向けた支援体制等について		
	6-4-C-03 (01)遠隔授業の実態把握のためのアンケート		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式 6-5-1）		
	6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
	6-5-1-01 (01)学生への学修支援・指導について		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目 6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式 6-5-2）		
	6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)修学アドバイザーアンケート調査依頼・結果		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目 6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式 6-5-3）		
	6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)「学校・自治体インターンシップ」実施要項		
	6-5-3-02 (00)令和2年度インターンシップ参加者一覧（非公表）		
	6-5-3-03 (01)愛知教育大学「学校体験活動入門」実施要領		
	6-5-3-04 (01)愛知教育大学「学校体験活動Ⅰ」実施要領		
	6-5-3-05 (01)愛知教育大学「学校体験活動Ⅱ」「自然体験活動」「多文化体験活動」「企業体験活動」実施要領		
	6-5-3-06 (01)キャリア形成支援プログラム		
	2-3-3-01 AUE学生チャレンジ・プログラム（本学Webサイト）		再掲
	2-3-3-02 AUE学生チャレンジ・プログラム（成果報告会パンフレット）		再掲
	2-3-3-03 AUE学生チャレンジ・プログラム（活動報告書）		再掲

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (00)愛知教育大学障がい学生サポート委員会規程		
	6-5-4-02 (00)国立大学法人愛知教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02 外国人留学生のためのチューターマニュアル		再掲
	4-2-3-03 愛知教育大学国際交流会館チューター募集要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)英語版チューターマニュアル		
	6-5-4-04 (01)英語版シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (00)障害のある学生の支援について（本学Webサイト）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	6-5-4-06 (01)支援を必要とする学生の講義等での配慮について（非公表）		
	6-5-4-07 (00)情報保障支援学生団体「てくてく」リーフレット		
	6-5-4-08 (00)情報保障支援学生団体「てくてく」活動実績報告書（令和2年度）		
	6-5-4-09 (00)愛知教育大学修学特別支援プログラム要項		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-10 (00)日本語補講の実施状況（令和2年度）		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1 (00) 成績評価に関する申合せ		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (01) 履修の手引	p9	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01) 成績評価の分布表（教育学部・2020年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01) 同一名称科目のGPCの統計について（非公表）		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-03 (01) 履修の手引	p9	再掲
	6-5-1-01 (01) 学生への学修支援・指導について		再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 （特記①参照）		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01) 授業履修成績取扱要領	7、8	
	6-6-4-02 (01) 成績評価に関する学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (01) 申立ての資料		
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-04 (00) 授業に係る履修学生の情報等取扱要領			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3] ・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 個人指導等が中心となる科目については、ゼミ科目が該当すると思われるが、各ゼミ単位でゼミを繰り返すとともに、一定教育組織において卒論発表会等を実施することで、複数の教員の目で評価を確認しており、一定の客観性は担保できていると考える。			
[分析項目6-6-4] ・成績に対する異議申立て制度について 「6-6-4-01_(01)授業履修成績取扱要領」をふまえた運用として、成績評価に疑義が生じた場合には、学生自身が「授業担当者へ学生自身が直接申し出る」ことにより確認する。そして、その成績評価にさらに疑義が生じた場合には、学生自身が教務企画課へ「成績確認依頼書」を提出することとしている。つまり、学生からの成績評価のさらなる疑義には組織として対応できるように運用している。 また、本学では「なんでも相談室」という窓口を設置しており、そこへ学生自身が成績評価への疑義やさらなる疑義等について相談できるようになっている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1 (01) 愛知教育大学教育学部教育課程に関する規程	第4章	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-02 愛知教育大学教授会規程	第3条 第1項	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (01) 履修の手引	p148~ 157	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4 (00) 教授会議事要録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式 6-8-1）		
	6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲
[分析項目 6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲
[分析項目 6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後の学生からの意見聴取（アンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲
	・卒業（修了）後の学生からの意見聴取（アンケート調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲
[分析項目 6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲
	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	令和3年度改組による学年進行中のため該当なし		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

#REF!

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー (大学院教育学研究科教育支援高度化専攻 (修士課程))		
	6-1-1-02 (02)ディプロマ・ポリシー (大学院教育学研究科後期3年博士課程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (02)カリキュラム・ポリシー (大学院教育学研究科教育支援高度化専攻 (修士課程))		
	6-2-1-02 (02)カリキュラム・ポリシー (大学院教育学研究科後期3年博士課程)		
	6-2-1-02 (00)2021 年度版学部・大学院等シラバス (授業計画書) 作成要領		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-01 (02)カリキュラム・ポリシー (大学院教育学研究科教育支援高度化専攻 (修士課程))		再掲
	6-2-1-02 (02)カリキュラム・ポリシー (大学院教育学研究科後期3年博士課程)		再掲
	6-1-1-01 (02)ディプロマ・ポリシー (大学院教育学研究科教育支援高度化専攻 (修士課程))		再掲
	6-1-1-02 (02)ディプロマ・ポリシー (大学院教育学研究科後期3年博士課程)		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-2-1]</p> <p>授業科目ごとの授業担当者による「授業目標への到達度」は授業シラバスで具体的に提示されている。学部及び大学院の授業シラバスの記載時に、「6-2-1-02_(00)2021年度版学部・大学院等シラバス(授業計画書)作成要領」に授業目標として「(1)知識/理解、(2)試行/判断、(3)関心/意欲、(4)技能/表現、(5)その他」の5つの観点のうち、1観点以上についての授業目標(学生全員に努力することを期待する主要な行動目標・到達目標)」を記述するように指示している。授業シラバスで示されている授業目標は、授業科目ごとの授業担当者による「授業科目の到達度を見るための観点とレベル(規準)」であり、それに基づいて授業ごとの成績評価が授業担当者により行われている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (02) 修士課程のカリキュラム構成		
	6-3-1-02 (02) 大学院教育学研究科後期3年博士課程カリキュラム		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (02) 教育学研究科（修士課程）学生便覧	p90～94	
	6-3-1-04 (02) 教育学研究科（博士課程）学生便覧	p8～9	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	該当なし		再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02) 教育学研究科修士課程の電子シラバスのデータ (csv)		
	6-3-2-02 (02) 教育学研究科博士課程のシラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
2-3-2-01 自己点検・評価報告書	第1章	再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-01 (02) 大学院既修得単位に関する取扱要領		
	6-3-3-02 (02) 外国の大学院における履修科目と修得単位に関する取扱要領		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (02)愛知教育大学教育学研究科学位論文審査要領		
	6-3-4-02 (02)愛知教育大学学位（修士）論文審査手続要領		
	6-3-4-03 (02)大学院教育学研究科（修士課程）における教員1人当たりの指導学生数に関する申合せ		
	6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年博士課程）における学位の授与に関する実施要項		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-05 (02)（修士）学位論文指導計画書		
	6-3-4-06 (02)（修士）第5回大学院教育学研究科運営専門委員会議事要録		
	6-3-4-07 (02)（博士）学位論文指導計画書		
	6-3-4-08 (02)（博士）研究指導・学位論文提出等に関するスケジュール（3年履修）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
該当なし		再掲	
・研究倫理に関する指導が確認できる資料			
6-3-4-09 (02)愛知教育大学研究倫理規程			
6-3-4-10 (02)愛知教育大学研究倫理規程実施細則			
6-3-4-11 (02)研究活動における不正防止計画			
・T・A・R・Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T・A・R・Aの採用、活用状況が確認できる資料			
6-3-4-12 (02)愛知教育大学ティーチング・アシスタント実施要項			
6-3-4-13 (02)令和2年度ティーチング・アシスタント（T・A）の実施計画について			
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目6-3-1]</p> <p>・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）（教育学研究科修士課程） 修士課程の教育課程のディプロマポリシー（以下、DP）は以下のとおり各科目と関係づけられている。</p> <p>DPの「教育を支える専門職として求められる高度な知識を有し、思考力・判断力・表現力等を育成する高度な実践力」（高度化推進+実践力）は、「基礎」の大学独自科目（必修「教育・子ども支援高度化のため理論と実践」）・基盤科目、及び「深化（実践）」の展開科目+実践科目に関係づけられる。 DPの「広い視野を持ち、社会の変化に伴って生じる現代的な諸課題に柔軟に対応できる力」（地域貢献力育成）は、「基礎」の「大学独自科目」（必修「地域協働と学校間連携」）・「基盤科目」（選択「多職種連携演習」）に関係づけられる。 DPの「『チームとしての学校』体制を推進すると共に、体制整備について研究推進できる力」（研究推進能力）は、「発展」のゼミ科目（特別研究）・修士論文に関係づけられる。</p>			
<p>[分析項目6-3-4]</p> <p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料（修士課程） 教育学研究科修士課程の学位論文指導計画書について、作成することを定めた規程等はないが、大学院教育学研究科の授業運営等の改善・充実に関する事項を審議する愛知教育大学大学院教育学研究科運営専門委員会において、作成するよう依頼するとともに、作成状況を把握している。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (02) 令和3年度教育学研究科修士課程授業開講カレンダー		
	6-4-1-02 (02) 教育学研究科共同教科開発学専攻・授業カレンダー(2021年度)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (02) 令和3年度教育学研究科修士課程授業開講カレンダー		再掲
	6-4-1-02 (02) 教育学研究科共同教科開発学専攻・授業カレンダー(2021年度)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02) 教育学研究科修士課程の電子シラバスのデータ(csv)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (02) 教育学研究科修士課程の電子シラバスのデータ(csv)		再掲
	6-3-2-02 (02) 教育学研究科博士課程のシラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (02) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02) 教育学研究科修士課程の電子シラバスのデータ(csv)		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	1-3-1-01 国立大学法人愛知教育大学学則	第83条	再掲
	6-4-6-01 (02) 愛知教育大学大学院教育学研究科修士課程履修規程	第10条	

[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
	(修士課程：特記①参照)		再掲
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	該当なし		再掲
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	該当なし		再掲
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
該当なし		再掲	
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目6-4-9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること ・配慮を行っていないことについて・・・令和2、3年度の大学院改組により、夜間授業を実施する修士課程の定員は30名へと大幅に減少となった。 その中でも、主として夜間授業を実施する「教育ガバナンスキャリアコース」の学生募集人員は3名程度であり、電話やメールによる個別対応が可能であることから、特別な配慮は行っていない。 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02)履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02)学習相談の実施状況		
	6-5-2-01 (00)修学アドバイザーアンケート調査依頼・結果		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	該当なし		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)「学校・自治体インターンシップ」実施要項		
	6-5-3-02 (00)令和2年度インターンシップ参加者一覧（非公表）		
	2-3-3-01 AUE学生チャレンジ・プログラム（本学Webサイト）		再掲
	2-3-3-02 AUE学生チャレンジ・プログラム（成果報告会パンフレット）		再掲
2-3-3-03 AUE学生チャレンジ・プログラム（活動報告書）		再掲	

<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (00) 愛知教育大学障がい学生サポート委員会規程		
	6-5-4-02 (00) 国立大学法人愛知教育大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-02 外国人留学生のためのチューターマニュアル		再掲
	4-2-3-03 愛知教育大学国際交流会館チューター募集要項		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00) 英語版チューターマニュアル		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (00) 障害のある学生の支援について（本学Webサイト）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
	6-5-4-07 (00) 情報保障支援学生団体「てくてく」リーフレット		
	6-5-4-08 (00) 情報保障支援学生団体「てくてく」活動実績報告書（令和2年度）		
	6-5-4-09 (00) 愛知教育大学修学特別支援プログラム要項		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-10 (00) 日本語補講の実施状況（令和2年度）			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-6-1 (00)成績評価に関する申合せ		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (02)教育学研究科(修士課程)学生便覧	p29	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)成績評価の分布表(教育学研究科修士課程・2020年度)(非公表)		
	(博士課程：特記①参照)		再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	(修士課程：特記①参照)		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	該当なし		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 (特記①参照)		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (02)教育学研究科(修士課程)学生便覧	p30	再掲
	(博士課程：特記①参照)		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	該当なし		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-04 (00)授業に係る履修学生の情報等取扱要領		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-6-3]			
<ul style="list-style-type: none"> ・博士の成績評価の分布表がないことについて <ul style="list-style-type: none"> ・・・博士課程の開講科目、特に専門科目の履修者数は一科目あたり数名であり、成績評価の検証に適さないことから分布表を作成していない。 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していないことについて <ul style="list-style-type: none"> ・・・修士課程について、令和3年4月に新設した教育学研究科教育支援高度化専攻専門委員会において確認する予定である。 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 個人指導等が中心となる科目については、ゼミ科目が該当すると思われるが、各ゼミ単位でゼミを繰り返すとともに、一定教育組織において中間報告会や最終報告会を実施することで、複数の教員の目で評価を確認しており、一定の客観性は担保できていると考える。 			
[分析項目6-6-4]			
<ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料について <ul style="list-style-type: none"> ・・・博士課程については、各学期の成績公開の連絡をする際に、疑義がある場合は申し出るよう通知しているところであるが、今後は、学生便覧やガイダンス資料に、異議申立ての方法を記載することを予定している。 			
[分析項目6-6-4]			
<ul style="list-style-type: none"> ・成績に対する異議申立て制度について 成績評価に疑義が生じた場合には、学生自身が「授業担当者へ学生自身が直接申し出る」ことにより確認する。そして、その成績評価にさらに疑義が生じた場合には、学生自身が教務企画課へ「成績確認依頼書」を提出することとしている。つまり、学生からの成績評価のさらなる疑義には組織として対応できるように運用している。 また、本学では「なんでも相談室」という窓口を設置しており、そこへ学生自身が成績評価への疑義やさらなる疑義等について相談できるようになっている。 			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-4-6-01 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科修士課程履修規程	第4条	再掲
	6-7-1-01 (02)愛知教育大学教育学研究科後期3年博士課程履修規程	第3条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-02 愛知教育大学教授会規程	第3条第1項	再掲
	6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における学位の授与に関する実施要項	第15~17条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-4-01 (02)愛知教育大学教育学研究科学位論文審査要領		再掲
	6-3-4-02 (02)愛知教育大学学位(修士)論文審査手続要領		再掲
	6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における学位の授与に関する実施要項	第15~17条	再掲
	6-7-2-01 (02)愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-02 愛知教育大学教授会規程	第3条	再掲
6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における学位の授与に関する実施要項	第15~17条	再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (02)教育学研究科(修士課程)学生便覧	p87~89	再掲
	6-3-1-04 (02)教育学研究科(博士課程)学生便覧	p5	再掲

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	令和2年度改組による学年進行中のため修士課程は該当なし		再掲
	6-7-4-01 (02)愛知教育大学・静岡大学共同教科開発学専攻連絡協議会議事要録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	令和2年度改組による学年進行中のため修士課程は該当なし		再掲
	6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における学位の授与に関する実施要項	第9条	再掲
	6-7-2-01 (02)愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の学位論文審査基準について		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	令和2年度改組による学年進行中のため修士課程は該当なし		再掲
	6-3-4-04 (02)愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年博士課程)における学位の授与に関する実施要項	第13条	再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
6-7-4-02_(02)愛知教育大学学術情報リポジトリURL			
https://aue.repo.nii.ac.jp/		https://aue.repo.nii.ac.jp/	
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
	令和2年度教職大学院認証評価受審		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
	6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)			
	・資格の取得者数が確認できる資料			
	6-8-1-01 (02)資格の取得者数が確認できる資料			
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料			
	6-8-1-02 (02)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料			
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)			
	6-8-2 (02)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況			
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)			
	6-8-2-01_ (02)大学ポートレート・進路(修士課程)			
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0268/0268-1S01-02-01.html	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0268/0268-1S01-02-01.html		
	6-8-2-01_ (02)大学ポートレート・進路(博士課程)			
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0268/0268-4S01-02-01.html#1	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0268/0268-4S01-02-01.html#1		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)			
	6-8-2-01 (02)卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(アンケート)			
	6-8-2-02 (02)卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(Webページ)			

<p>[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3 (02)博士課程アンケート結果</p>		
<p>[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3 (02)博士課程アンケート結果</p>		再掲
<p>[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p>	<p>・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3 (02)博士課程アンケート結果</p>		再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			